

(1) 金沢学院大学経済学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学経済学部（以下「本学部」という。）並びに本学部経済学科、経営学科が、以下に掲げる人材を養成していくために必要な教育課程及び履修方法等に関し、金沢学院大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

	養成する人材像
経済学部	経済や企業経営の仕組みに関する基礎を理解し、その活用方法を学び、各種データを活用する能力を身に付けることによって、グローバル及びローカルな視点から地域経済や企業経営について分析するとともに、課題に対応していく実践的な知識を身につけた創造性豊かな人材を養成する。自らの問題の発見とその解決について対応でき、地域社会の未来を切り拓く人材を養成する。
経済学科	①経済学に関する基礎的な知識を身につけた人材を養成する。 ②経済学、経営学を有機的に結びつけて理解することのできる人材を養成する。具体的には、自ら問題を発見し、その解決方法を考えることのできる人材を養成する。 ③グローバル及びローカルな視点に立って地域経済の問題について分析し、理解する力を身につけた人材、データに基づいた現実的な解決策を提案できる力やスキルを多角的な学びを通して身につけた人材を養成する。
経営学科	①経営学に関する基礎的な知識を身につけた人材を養成する。 ②経営学、経済学を有機的に結びつけて理解することのできる人材を養成する。具体的には、自ら問題を発見し、その解決方法を考えることのできる人材を養成する。 ③グローバル及びローカルな視点に立って企業経営の問題について分析し、理解する力を身につけるために、組織、戦略、財務の3つの視点から分析し、解決していく力を身につけた人材を養成する。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目は、教養科目、専門科目とする。

2 前項のほか、教職に関する科目を開設する。

3 授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法等は、経済学科においては別表第1、経営学科においては別表第2に定めるとおりとする。

(時間割)

第3条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第4条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後1週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則48単位とし、各学期の登録上限単位を原則24単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 履修科目の登録の細部については、別に定める。

(試験)

第5条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、所定の期日までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格が与えられる。

4 試験は、定期試験及び追試験、再試験とする。

(定期試験)

第6条 定期試験は、原則各学期末に期日を定めて行う。ただし、2学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の1週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第7条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から4日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第8条 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第9条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第5条第2項を適用する。

(修得すべき単位数)

第10条 学生は、別表第1および別表第2の定めるところにより、教養科目の必修科目から16単位、教養科目の選択科目から16単位以上、専門科目の必修単位から14単位、専門科目の選択科目から82単位以上を修得し、合計128単位以上修得しなければならない。

2 第2年次終了時までに、原則50単位を修得した者は、第3年次に進級することができる。

第11条 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。

2 前項により認定した単位の外に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を68単位以上、修得せねばならない。

第12条 学則第26条の2第2項に基づき、他学部で履修修得できる単位の認定限度は、原則20単位とする。

(転学部・転学科)

第13条 学則第17条に定める転学部・転学科を志願する者があるときは、志望学部・学科に欠員のある場合に限り、許可することがある。

2 転学部・転学科の出願資格、選考方法及び受入れ時期等については、別に定める。

(編入学)

第14条 学則第12条に定める編入学については、学則第2条第2項に定める編入学定員に収容定員の欠員を加え、募集する。

2 編入学の募集及び選考方法等については、別に定める。

(科目等履修生)

第15条 学則第44条に定める科目等履修生を志願する者は、本学所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講2週間前までに願出しなければならない。

第16条 科目等履修生を志願する者については、本学部学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。

第17条 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は学年の始めとする。

第 18 条 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願い出により当該授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者に、単位を与える。

3 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第 23 条及び第 24 条を準用する。

第 19 条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。

2 授業科目の履修において特別の費用を要するときは、必要経費を徴収する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 および別表第 2 は、令和 3 年度入学者から適用する。

2. 令和 2 年度入学者には、令和 3 年度より新しく追加した専門科目を自由科目として受講を認める。

附 則

1. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 および別表第 2 は、令和 4 年度入学者から適用する。

2. 令和 3 年度以前の入学者には、令和 4 年度より新しく追加した専門科目を自由科目として受講を認める。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 および別表第 2 は、令和 5 年度入学者から適用する。

2. 令和 4 年度以前の入学者には、令和 5 年度より新しく追加した専門科目を自由科目として受講を認める。

附 則

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 および別表第 2 は、令和 6 年度入学者から適用する。

2. 令和 5 年度以前の入学者には、その入学年度の後に新しく追加した専門科目の受講を認めることができる。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 および別表第 2 は、令和 7 年度入学者から適用する。

2. 令和 6 年度以前の入学者には、その入学年度の後に新しく追加した科目の受講を認めることができる。